

新潟市海辺の森風力発電事業 企画提案募集要項

1 趣旨

新潟市（以下、「市」という。）における多様な再生可能エネルギーの導入拡大のため、北区島見町沿岸の市有保安林において風力発電事業を行う事業者の企画提案を募集し、最優秀企画提案者を選定するもの。なお、最優秀企画提案者は地元の合意を得た場合において事業を実施できるものとする。

2 募集内容

(1) 募集の概要

新潟市北区島見町沿岸の市有保安林（市が「海辺の森」として公園利用）において風力発電施設を設置し、固定価格買取制度による売電等を行う事業についての企画提案を募集する。審査委員会で選定された最優秀企画提案者は、地元の合意を得たうえで、市有地である海辺の森の使用許可を市に申請し、提案内容に基づく風力発電事業を行うものとする。なお、本企画提案募集は風力発電に関する先進的な技術の実証研究等の提案を妨げるものではない。

(2) 事業用地

新潟市北区島見町字浜原 1-135（市有地）

事業用地面積：約 12ha

保健保安林、飛砂防止保安林に指定

その他詳細は測量図面のとおり

(3) 事業用地の提供方法

行政財産の使用許可により使用の権利を設定するものとする（毎年更新手続きが必要）。

(4) 事業期間

事業期間は概ね 20 年を想定しているが、事業者の提案によるものとする。

地方自治法上、行政財産の使用許可は 1 年間であるが、事業期間中は事業者による特段の瑕疵が無い場合は許可を更新することとする。

(5) 風力発電施設の規模及び設置位置

事業者は風力発電事業の規模（計画出力及び基数）及び設置位置について、周辺地域における環境影響、景観等を配慮したうえで、適切に提案するものとする。

3 諸条件

(1) 企画提案する事業計画に関すること

① 風車による特定騒音（様式 9(3)の表[B]欄）は、市が指定する地点（別紙 1、2 の ST 1～ST 5）での騒音レベルが概ね 40dB 以下となることを目標とすること。

② 事業用地の土地の境界が明確でないことから、原則として風車投影面積が測量図面に示す範囲内に収まるよう設計すること。

③ 市が実施した風力発電事業に関する自主的な環境影響評価（以下「自主アセス」という。）の結果を尊重し、提案する事業計画を踏まえて、必要な環境保全措置について検討すること。

(2) 主に企画提案審査終了後に関すること

① 選定結果の通知後、最優秀企画提案者はすみやかに地元の地区の代表者と協議の上、住民説

明会を開催し、地元自治会の合意を得ること。

- ② 最優秀企画提案者は、自主アセスの結果を活用し、市と協議のうえ再評価が必要な環境項目について自らの事業計画に基づき、予測・評価を行いその結果を市及び住民に示すこと。

(3) 主に基本協定締結後（事業準備段階）に関すること

- ① 市と基本協定を締結した事業者はすみやかに事業の実施に向けた詳細調査や、各種手続きを行うこととする。なお、事業協定締結までの間にやむを得ない事情が発生した場合は、市と協議のうえ、事業計画を取り下げることができる。
- ② 事業用地はすべて保健保安林及び飛砂防止保安林に指定されていることから、事業者は事業の実施にあたって、当該保安林の「一部解除」や「作業許可」など森林法に基づく所定の手続きをとること。
- ③ 地盤調査は市では実施しない。事業者が自ら実施すること。地盤調査の実施にあたっては土地の使用について市の許可を得るとともに、森林法に基づく保安林内の「作業許可」を得ること。なお、国土交通省が提供する国土地盤情報サイトにおいて、事業用地の近郊にある新潟東港におけるボーリング試験結果が公開されているので参照されたい。
- ④ 送電の系統連系にかかる電力会社への申込みは、事業者が自ら行うこと。
- ⑤ 事業者は、市及び自治会など地元関係者の間で、公害防止・安全管理協定を締結すること。
- ⑥ 事業用地の南側の新潟県所有の土地において、民間事業者によるメガソーラー発電所の建設が計画されていることから、事業実施にあたっては事業者間の調整を図ること。

(4) 主に事業協定締結後（施工段階）に関すること

- ① 市と事業協定を締結した事業者はすみやかに事業を開始すること。
- ② 事業実施にあたって、使用許可を要する用地の面積は風車投影面積（風車のブレードの長さを半径とする円）及び、変電設備等事業に必要な設備の設置に要する面積とする。
- ③ 事業用地の使用料は、新潟市財産条例の規定に基づく計算方法により、年額 148 円/m²とするが、地価改定等により変動する場合がある。なお、新潟市財産条例に基づき、風車関連設備のうち電柱は 1 本につき年額 1,500 円、電線は 1 メートルにつき年額 10 円の使用料金額を適用する。（ただし、電線を地下埋設する場合は新潟市道路占用料条例別表の水管、下水管等の使用料金額を適用する。）

使用料は年額（ただし、使用期間が 1 年に満たない場合は日割り計算）を一括して先払いすること。

- ④ 事業用地には民間事業者のガスパイプラインが埋設されている箇所があるため（測量図面を参照）、施工時はパイプラインを破損しないよう十分注意すること。
- ⑤ 事業用地には遊歩道が設置されているが、施工時は事業者が市の許可を得て立入禁止措置を取ること。施工時に必要な場合は、この遊歩道を一時的に撤去しても良いが、原状回復すること。
- ⑥ 事業用地には公園管理道路が敷設されているが、施工時は事業者が市の許可を得て一般車両の進入禁止措置を取ること。

(5) 事業開始後に関すること

- ① 事業者は発電量実績を毎年度、市に報告すること。
- ② 風車の投影範囲（設備の保安管理上、事業者が排他的に管理する必要がある部分は除く）は市が継続して公園として管理することとし、市民が自由に立ち入ることができるものとする。
- ③ 風車の保守点検作業等で風車下部に重機を搬入する際は、事前に市に連絡すること。

- ④ (4)の②に規定する用地の他に、発電設備の施工及び設備設置後の維持管理において、一時的に使用が必要となる用地については、別途、期間を限定して使用を許可する。その場合の使用料についても(4)の③に規定する額とする。
- ⑤ 事業終了後は原則として発電設備を事業者において撤去し、土地を原状回復したうえで返還すること。ただし、市と事業者の協議により事業を継続することも可とする。
- (6) その他
 - ① 企画提案募集及び事業の実施に関連するリスクの分担については別紙「リスク分担表」のとおり。

4 スケジュール（予定）

- (1) 企画提案募集要項の公表 平成 26 年 8 月 18 日（月）
- (2) 応募登録受付期間 8 月 18 日（月）～9 月 5 日（金）
- (3) 質問書の受付期間 8 月 18 日（月）～9 月 19 日（金）
- (4) 質問書に対する回答 随時
- (5) 企画提案書受付期間 9 月 8 日（月）～10 月 3 日（金）
- (6) 一次審査結果連絡 10 月上旬
- (7) 二次（プレゼンテーション）審査 10 月中旬
- (8) 選定結果の公表 10 月中旬
- (9) 基本協定（仮協定）の締結
- (10) 事業協定（本協定）の締結

※提案で事業者選定後に特定目的会社の設立を想定する場合など、市が認めるものについては、基本協定と事業協定の締結主体が異なっても良い。

5 応募資格

- (1) 応募者は、事業用地において風力発電事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有する法人又は連合体（複数の法人で構成する連合体をいう）とする。
- (2) 連合体として応募できるのは構成員すべてが事業に出資するなど、直接的に事業の責任を負う立場である場合のみとし、工事の発注先の法人など事業の責任を負わない者を含めてはならない（プレゼンテーション時の同席は可）。
- (3) 原則として応募者が風力発電事業の運営主体となることとし、企画提案審査を経て得た権利を他者に移転することは認めない。ただし、応募者が事業の実施にあたって特定目的会社（SPC）を設立し、事業主体とすることについてはこれを可とする。
- (4) 連合体による応募の場合は、応募及び本事業に必要な諸手続きを一貫して担当する法人をあらかじめ定めるとともに、当該連合体の構成員の役割分担を明確にすること。また、原則として風力発電設備の所有及び管理の主体を一元化すること。
- (5) 応募者の法人（応募者が連合体である場合は、その構成員のすべて）は、次の①～⑤のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 次の申し立てがなされている者
 - ア 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続き開始の申立て
 - イ 会社更生法第 17 条に基づく更生手続き開始の申立て

ウ 民事再生法第 21 条の規定による再生手続の申立て

③ 企画提案書の受付開始日から審査結果の通知の日までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に定める指名停止の期間が含まれている者

④ 新潟市市税条例に規定する市税を滞納している者

⑤ 次に該当する者

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

6 応募登録

本企画提案募集への応募を希望する場合は、次のとおり事前に登録するものとする。応募登録した者が他の連合体に構成員として参加することや、1つの事業者が複数の連合体の構成員を兼ねることは認めない。なお、応募登録期間を過ぎての申込みは受け付けない。

(1) 提出書類 応募登録申込書（様式 1）

(2) 受付期間 平成 26 年 8 月 18 日（月）～9 月 5 日（金） 午後 5 時まで【必着】

(3) 提出方法 電子メール（FAX、配達、持参等による提出は受け付けない。）
電子メール件名「新潟市海辺の森風力発電事業応募登録申込み」

(4) 提出先 新潟市環境部環境政策課スマートエネルギー推進室
E-mail : kansei@city.niigata.lg.jp

(5) 受付確認 市は、応募登録申込みを受けた場合、確認の電子メールを送信する。

7 現地視察

現地視察会等を行わない。事業者は必要に応じて自由に現地を視察して構わない。

8 質問書の受付及び回答

この募集要項に関する質疑は、次の方法で行うこととし、原則として個別対応はしない。

(1) 質問書の受付

① 提出書類 新潟市海辺の森風力発電事業に関する質問書（様式 2）

② 受付期間 平成 26 年 8 月 18 日（月）～9 月 19 日（金） 午後 5 時まで【必着】

③ 提出方法 電子メール（FAX、配達、持参等による提出は受け付けない。）
電子メール件名「新潟市海辺の森風力発電事業に関する質問」

④ 提出先 新潟市環境部環境政策課スマートエネルギー推進室
E-mail : kansei@city.niigata.lg.jp

⑤ 受付確認 市は、質問書を受けた場合、確認の電子メールを送信する。

(2) 質問書に対する回答

提出された質問の内容とそれに対する回答は、質問者名を伏せた状態で一覧にし、随時、市のホームページで公表する。

9 企画提案書の提出

企画提案書の提出は1法人（1の連合体）につき1つとし、複数提案を認めない。また、応募登録をしていない者は企画提案書を提出することができない。

(1) 提出書類

- ① 新潟市海辺の森風力発電事業企画提案書（様式3）
 - ② 法人の概要（様式4）（連合体の場合は構成する企業すべてのもの）
※以下の書類（写し可。ウ～オは様式自由。）を添付すること。
 - ア 法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）（3ヶ月以内のもの）
 - イ 新潟市税に未納がないことを証明する書類（※市内に事業所が無い場合は不要）
 - ウ 事業報告書（最新決算年度のもの）
 - エ 貸借対照表及び損益計算書（直近3期のもの）
 - オ 電気関係報告規則第3条の規定に基づく事故報告実績と事故概要（※事故歴がある場合）
 - ③ 暴力団等の排除に関する宣誓書兼同意書及び役員等一覧表（様式5）
（連合体の場合は構成する企業すべてのもの）
 - ④ 事業実施体制（様式6）
 - ⑤ 発電事業実施計画（様式7）
※以下の書類を添付すること。（A4又はA3サイズで様式自由）
 - ア 発電設備の機器配置計画図（平面図）
 - イ 基礎等を含む発電設備の立面図
 - ウ 風力発電設備の仕様概略、パワーカーブ
 - エ 事業期間中の総収支計画
 - オ 資金調達計画（連合体の場合は構成員の出資割合等についても示すこと）
 - カ 事業者選定後から運転開始までの事前準備スケジュール（様々な手続きについても示すこと）
 - ⑥ 施工費用等一覧（様式8）
 - ⑦ 騒音・低周波音対策（様式9）
※以下の書類を添付すること。（A4又はA3サイズで様式自由）
 - ア 市の指定する騒音予測地点と各風車との水平距離を示す図
（※上記の図には風車設置地点の緯度・経度を示すこと）
 - ⑧ 自主アセスの環境保全措置への対応（様式10）
※以下の書類を添付すること。（A4又はA3サイズで様式自由）
 - ア 風車の設置工事スケジュール
 - ⑨ 地域貢献等に関する提案（様式11）
- (2) 提出部数 原本1部及びコピー10部
- (3) 受付期間 平成26年9月8日（月）～10月3日（金） 午後5時まで【必着】
- (4) 提出方法 持参又は配達（配達記録が残るものに限る。）
- (5) 提出先 新潟市環境部環境政策課スマートエネルギー推進室
（所在地）新潟市中央区白山浦1丁目425番地9 新潟市役所白山浦庁舎3階

(配達の場合の送付先) 〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1
新潟市環境政策課 宛て

(6) その他

- ① 企画提案書受付期間終了後の変更、差替え又は再提出は認めない。
- ② 応募登録をした者が企画提案書を提出しない場合は、その理由を記載した文書を持参又は配達により 10 月 3 日（金）午後 5 時までに提出すること。

10 審査方法等

(1) 審査方法

企画提案書に基づき新潟市が応募資格の確認及び事業性・環境保全対策に関する書類審査（一次審査）を行い、上位 5 者程度を選出する。その後、新潟市海辺の森風力発電事業企画提案審査委員会（以下、「審査委員会」）が一次審査通過者によるプレゼンテーション方式により企画提案の審査（二次審査）を行い、最優秀企画提案者を選定する。

ただし、提案者数が少数の場合は、一次審査を実施せず、すべての提案者が二次審査を受けることとする。

(2) 審査基準

事業提案を審査する際の基準は概ね次のとおりとする。

ア 一次審査（満点 50 点）

評価項目	主な評価視点		配点
事業性	事業能力	・ 風力発電事業の実績 ・ 事業の実施体制 ・ 資金計画 ・ 事業継続性	20
	発電量	・ 想定年間発電量	
環境保全対策	生活環境	・ 騒音・低周波音への対応	30
	自然環境	・ 野鳥への対応	
	その他	・ その他の環境保全対策 (自主アセス結果への対応等)	

イ 二次審査（満点 100 点）

評価項目	主な評価視点		配点
事業性	事業能力	・ 風力発電事業の実績 ・ 事業の実施体制 ・ 資金計画 ・ 事業継続性	20
	発電量	・ 想定年間発電量	
安全対策	発電設備	・ 発電設備の安全対策 (落雷対策、その他)	30
	維持管理	・ 運転管理・監視体制 ・ 保守点検 ・ 落雷・強風時等の対応	

環境保全対策	生活環境	・騒音・低周波音への対応	30
	自然環境	・野鳥への対応	
	その他	・その他の環境保全対策 (自主アセス結果への対応等)	
地域貢献	地域経済	・事業実施（資金調達・工事・維持管理） における地域経済への貢献	20
	その他	・地域への貢献の提案	

(3) 審査結果の通知及び公表

一次審査の結果は10月上旬（予定）に書面及び電子メールで通知（連合体で応募した場合は、代表者に通知）する。

二次審査の結果については、プレゼンテーション審査終了後できるだけ早期に書面により通知（連合体で応募した場合は、代表者に通知）するとともに、応募状況や結果の概要を新潟市のホームページで公表する。

11 協定の締結

市長は、審査委員会の審査結果に基づき、最優秀企画提案者と協議のうえ事業実施に向けた基本的事項を定めた基本協定を締結する。基本協定締結後、事業者において事業実施に向けた手続き等を進め、施工内容の詳細が確定後、事業協定を締結する。

ただし、事業協定締結までの間に当該事業者に事故等があり、事業協定締結が不可能となった場合は、審査委員会の定める一定基準以上の者の中で、次点の提案者を交渉相手とする。

なお、事業実施段階において審査委員会での提案内容を変更することは市が認めた場合を除き原則として認めない。

12 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 期限までに本要項に基づく必要な書類の提出が無かった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 「5 応募資格」の(5)の①～⑤に該当することが判明した場合
- (4) 本企画提案に関して審査委員会の委員との接触があった場合

13 留意事項

- (1) 新潟市からの提示資料の取扱い

新潟市が提示する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

- (2) 提案書類の取り扱い

応募された企画提案の著作権はその提案者に帰属し、新潟市及び審査委員会が他者に対して提案書の内容を漏らすことは一切ない。ただし、提出されたすべての書類は新潟市において厳重に管理し、返却しないものとする。

- (3) 費用の負担

応募に関し必要な費用は応募者の負担とする。

- (4) 通信事故

電子メール等の通信事故について、新潟市は一切の責任を負わないものとする。

(5) 作成に用いる言語等

本企画提案の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法による。

14 担当窓口

新潟市環境部環境政策課スマートエネルギー推進室

〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

電話：025-226-1365 FAX：025-230-0467

E-mail：kansei@city.niigata.lg.jp

様式 1

応募登録申込書

年 月 日

新潟市長 篠田 昭 あて

所在地
事業者名
〔連合体による応募の
場合は代表者である法人〕
代表者氏名

新潟市海辺の森風力発電事業企画提案募集に応募登録します。

連合体による応募の場合、代表者以外の構成員

所在地
事業者名
代表者氏名

所在地
事業者名
代表者氏名

所在地
事業者名
代表者氏名

事業者連絡先 〔連合体による応募の 場合は代表者である法人〕	所属	
	役職・氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

※連合体を構成する場合は構成員をすべて記入すること。記入欄が不足する場合は、適宜追加して複数枚とすること。

※応募登録後に構成員を変更する場合は、その理由を付して、企画提案書の受付開始前までに、変更後の本様式を届け出ること。

新潟市海辺の森風力発電事業に関する質問書

年 月 日

質問者	事業者名		
	担当者	所属	
		役職・氏名	
	電話		
	FAX		
	E-mail		

質問内容

※連合体を構成する場合は、代表者である法人が取りまとめて質問すること。

※質問内容は簡潔かつ具体的に記入すること。

新潟市海辺の森風力発電事業企画提案書

年 月 日

新潟市長 篠田 昭 あて

所在地

事業者名

〔 連合体による応募の
場合は代表者である法人 〕

代表者氏名

印

新潟市海辺の森風力発電事業の企画提案について、関係資料を添えて提出します。

【関係書類】

- 法人の概要（様式 4）
 - <添付書類>
 - ア 法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）（3ヶ月以内のもの）
 - イ 新潟市税に未納がないことを証明する書類（※市内に事業所が無い場合は不要）
 - ウ 事業報告書（最新決算年度のもの）
 - エ 貸借対照表及び損益計算書（直近3期のもの）
 - オ 電気関係報告規則第3条の規定に基づく事故報告実績と事故概要（※事故歴がある場合）
- 暴力団等の排除に関する宣誓書兼同意書及び役員等一覧表（様式 5）
- 事業実施体制（様式 6）
- 発電事業実施計画（様式 7）
 - <添付書類>（A4 又は A3 サイズで様式自由）
 - ア 発電設備の機器配置計画図（平面図）
 - イ 基礎等を含む発電設備の立面図
 - ウ 風力発電設備の仕様概略、パワーカーブ
 - エ 事業期間中の総収支計画
 - オ 資金調達計画
 - カ 事業者選定後から運転開始までの事前準備スケジュール
- 施工費用等一覧（様式 8）
- 騒音・低周波音対策（様式 9）
 - <添付書類>（A4 又は A3 サイズで様式自由）
 - ア 市の指定する騒音予測地点と各風車との水平距離を示す図
（※上記の図には風車設置地点の緯度・経度を示すこと）
- 自主アセスの環境保全措置への対応（様式 10）
 - <添付書類>（A4 又は A3 サイズで様式自由）
 - ア 風車の設置工事スケジュール
- 地域貢献等に関する提案（様式 11）

事業者連絡先 〔 連合体による応募の 場合は代表者である法人 〕	所属	
	役職・氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

様式 4

法 人 の 概 要

※連合体の場合は構成企業ごとに記載

1. 事業者名

--

2. 会社の概要

(1)本社の概要（所在地、会社設立年月日、事業内容、資本金、従業員数等）
(2)本事業を主に担当する部署（事業所）の名称、所在地等

3. 風力発電所の運営実績・稼働状況（風力発電所の名称、所在地、概要、事故履歴等）

--

4. 風力発電事業に関する総合的な企画力、技術力、資金力、経営能力等についてのアピール

--

<添付書類>

- ア 法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）（3ヶ月以内のもの）
- イ 新潟市税に未納がないことを証明する書類（※市内に事業所が無い場合は不要）
- ウ 事業報告書（最新決算年度のもの）
- エ 貸借対照表及び損益計算書（直近3期のもの）
- オ 電気関係報告規則第3条の規定に基づく事故報告実績と事故概要（※事故歴がある場合）

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市海辺の森風力発電事業の企画提案を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

平成 年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）
氏 名

㊞

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号に丸をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	性 別	住 所
【記載例】 代表取締役社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	T S 11 年 11 月 11 日 H	男 ・ 女	新潟市中央区〇〇1 丁目 1 番 1 号
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	

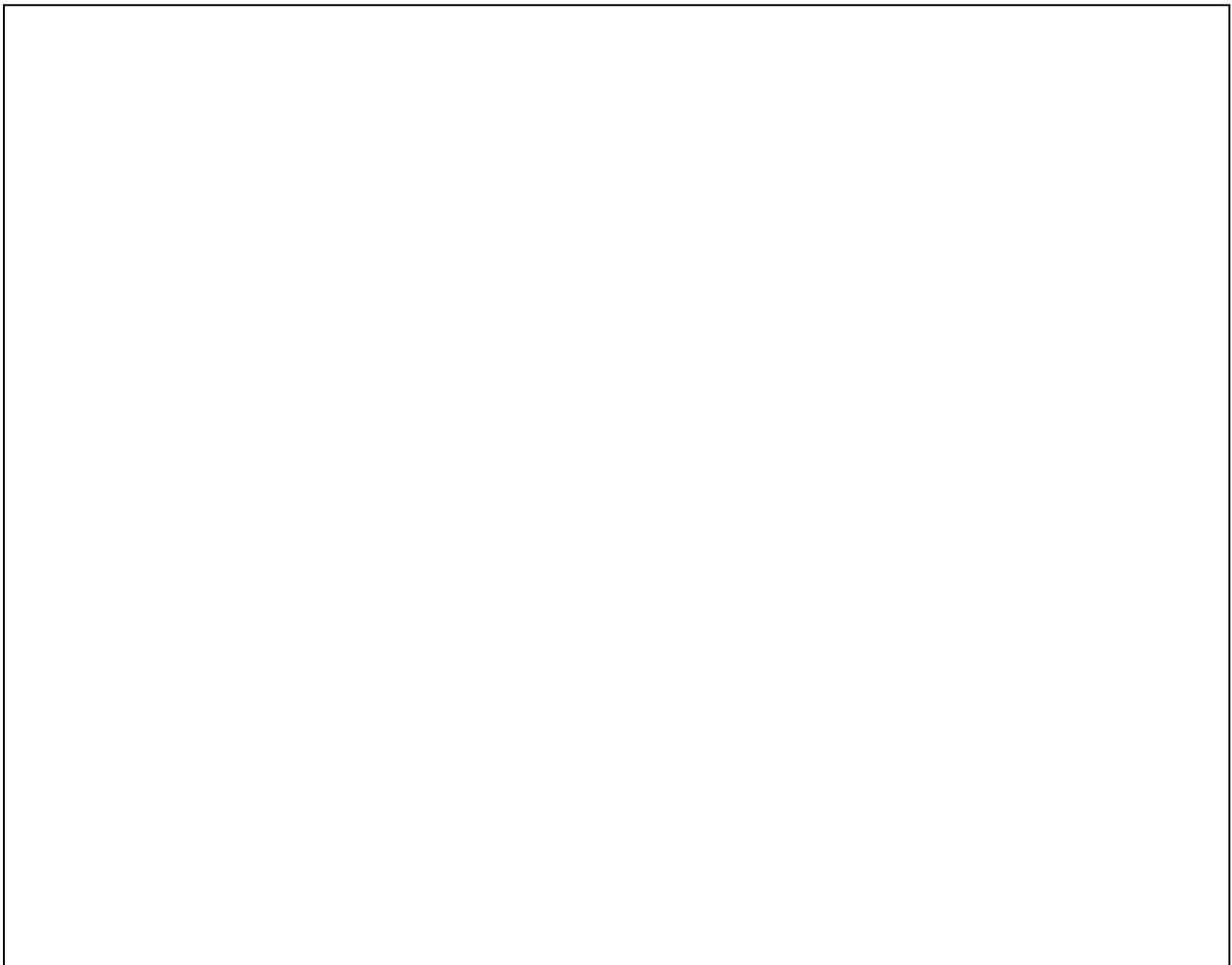
* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。
また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

事業実施体制

1. 概要（実施体制の特徴等について記載）



2. 事業スキーム図（施工及び運転について役割分担も含め全体像が分かるよう記載）



発電事業実施計画

発電事業 概要	計画出力	kW (kW× 基)		
	想定年間発電量	kWh		
	想定設備稼働率	%		
	風車	製造メーカー・型式		
		ハブ高さ	m	
		ロータ直径	m	
		ロータ配置	アップウィンド or ダウンウィンド	
		定格出力	kW	
		定格風速	m/s	
		運転風速	～ m/s	
		出力制御方式		
		監視システム 耐雷システム その他特徴等	・主軸等のセンサーや、レセプターの形式、脱落防止設備等について記載	
	変電設備	製造メーカー・型式		
		特徴等		
運転管理・監視体制	・運転管理者の駐在場所、管理の人員体制、監視制御方式等を記載			
保守点検	・電気設備、風車設備本体の各点検頻度、直営か外注か等を記載			
落雷・強風時等の対応	・落雷や強風による事故防止のための、運用面での対応について記載			

収支計画 概要	想定年間売電収入	千円／年	
	施工費用(初期投資)	千円(詳細は様式8 施工費用等一覧のとおり)	
	ランニングコスト (土地使用料、O&M費用、 損害保険料、金利 など ※減価償却費は除く)	千円／年(1年あたり平均値)	
	撤去費用	千円	
	固定資産税	千円(事業期間総額)	
事業 継続性	自然災害その他による 損害への対応	・損害保険への加入など対応を記載	
	部品供給停止への対応	・メーカー倒産などにより部品供給が停止された場合の対応について記載	
	事業続行不能時の 対応	・不測の事態により事業の続行が不能となった場合に、風車を放置しないための措置について記載	
資金調達	自己資金	千円	
	外部資金	調達方法：	千円
スケジュー ール概要	設置工事の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
	発電事業実施期間	年間(平成 年 月 日～平成 年 月 日)	
	撤去の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	

<添付書類> (A4又はA3サイズで様式自由)

- ア 発電設備の機器配置計画図(平面図)
- イ 基礎等を含む発電設備の立面図
- ウ 風力発電設備の仕様概略、パワーカーブ
- エ 事業期間中の総収支計画
- オ 資金調達計画
- カ 事業者選定後から運転開始までの事前準備スケジュール

様式 8

施 工 費 用 等 一 覧

項 目	金額 (百万円)	積算根拠
設計費・調査費		
測量費		
地盤調査費		
実施設計費		
小 計		
設備費		
風車		
変電所		
小 計		
工事費		
基礎工事		
風車設置工事		
電気設備工事		
小 計		
諸経費		
系統連系費用		
小 計		
消費税及び地方消費税相当額		
合 計		

※項目は例示であり、適宜必要な項目を追加等して、なるべく具体的に記載すること。

※系統連系費用は仮設定で可。

様式 9

騒音・低周波音対策

(1) 採用予定の風車 1 基の音響パワーレベル[L_{WA}] (※設定条件：地上 10m で風速 8m/s の時)

※風車の音響パワーレベルは JIS C 1400-11:2005 (IEC61400-11:2002) に規定する方法で測定した値を使用すること。

dB

(2) 採用予定の風車 1 基の各周波数帯における騒音レベル

中心周波数[Hz]	50	63	80	100	125	160	200	250	315	400	500	630
騒音レベル[dB]												
中心周波数[Hz]	800	1k	1.25k	1.6k	2k	2.5k	3.15k	4k	5k	6.3k	8k	10k
騒音レベル[dB]												

(3) 提案の事業計画による市が指定する地点 (別紙 1 及び別紙 2 参照) での騒音レベル予測値[L_{Aeq}]

予測地点	時間区分	騒音レベル (単位：dB)			
		[A] バックグラウンド (暗騒音)	[B] 風車稼働によるもの (地上 10m で風速 8m/s 時)	[C] 合成騒音	[D] 増加分 (C-A)
ST1	昼間	42.0			
	夜間	44.0			
ST2	昼間	41.0			
	夜間	41.0			
ST3	昼間	42.0			
	夜間	42.0			
ST4	昼間	41.0			
	夜間	38.0			
ST5	昼間	44.0			
	夜間	42.0			

※[B]欄の風車稼働による騒音レベルの予測は地形を平坦地と仮定し、「風力発電ガイドブック (2008) NEDO」の 115 頁に記載のある予測式により算出すること。また、予測式の ΔL_{air} は「ISO 9613 Acoustics-Attenuation of sound during propagation outdoors-Part1」の空気吸収による音の減衰を使用すること。(設定気温：13.7℃、設定湿度：73%)

※騒音レベルの数値は小数点 1 位まで記載すること。

(4) 騒音・低周波音の事後調査の実施方法

(5) 風車稼働後の騒音・低周波音の低減に関する対策

(6) その他住民対応等

<添付書類> (A4 又は A3 サイズで様式自由)

ア 市の指定する騒音予測地点と各風車との水平距離を示す図

(※上記の図には風車設置地点の緯度・経度を示すこと)

自主アセスの環境保全措置への対応

(1) アセス項目全般

項目	環境保全措置 (自主アセス評価書に記載するもの)		実施予定の有無 (○×を記入)
建設機械の稼働に係る騒音・振動	①	工程調整による建設機械稼働台数の平準化	
	②	低騒音型機械の採用	
	③	低振動工法の採用	
風車の稼働に係る騒音	④	低騒音型機種採用	
	⑤	事後調査	
風車の稼働に係る低周波音	⑥	適切な維持管理による異常音発生の抑制	
	⑦	事後調査	
電波障害	⑧	風車稼働後に聞き取りを行い障害が生じている場合は、障害の回避・低減を図る	
動物（鳥類含む）生態系	⑨	工事区域外への不要な立入の制限	
	⑩	夜間照明の不実施	
	⑪	航空障害灯の設置	
鳥類 (オオタカ、ミサゴ)	⑫	繁殖期間を回避した工事	
	⑬	事後調査	
植物	⑭	土地改変範囲の最小限化	
景観	⑮	風車の色を灰白色とする（赤白の塗装はしない）	
廃棄物等	⑯	資材の梱包の簡素化	
	⑰	伐採木の低減	

【環境保全措置を実施しない場合の理由等を記載】

【自主アセス評価書に記載する環境保全措置の他に実施する措置があれば、その内容等を記載】

(2) 鳥類の環境保全措置の詳細

・事後調査の方法、時期等について記載

<添付書類> (A4 又は A3 サイズで様式自由)

ア 風車の設置工事スケジュール

(オオタカとミサゴの営巣期、繁殖期も示すこと)

地域貢献に関する提案

○経済波及効果

(資材の調達、施工、維持管理、金融、雇用などにおいて地元にとどのような経済波及効果があるか。)

○その他自由提案

(風力発電事業を通じた防災、観光、教育、環境、コミュニティ、福祉等の地域貢献に関する企画提案があれば記載。)